

1 建築物

	公共的施設	特定公共的施設
(1) 社会福祉施設	<p>次に掲げる社会福祉施設その他これらに類する施設</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設</p> <p>イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設</p> <p>ウ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設及び同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム</p> <p>エ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25項に規定する介護老人保健施設</p> <p>オ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設</p> <p>カ 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第38条に規定する母子福祉施設</p> <p>キ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項に規定する保護施設</p> <p>ク 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号に規定する授産施設及び同条第3項第11号に規定する隣保事業の用に供する隣保館等の施設</p> <p>ケ 売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設</p>	すべてのもの
(2) 医療施設	<p>医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所及び同法第2条に規定する助産所</p>	公共的施設の用途に供する部分の床面積の合計(以下「用途面積」という。)が300平方メートル以上のもの
(3) 官公庁施設	<p>国、地方公共団体又は第12条各号に掲げる者が設置する施設で不特定かつ多数の者の利用に供するもの(他の項に掲げる公共的施設を除く。)</p>	すべてのもの
(4) 教育施設	<p>ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校</p>	すべてのもの
	<p>イ 学校教育法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに類する施設</p>	用途面積が500平方メートル以上のもの
(5) 文化施設	<p>ア 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館その他これに類する施設</p> <p>イ 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館、同法第29条に規定する博物館に相当する施設その他これらに類する施設</p>	すべてのもの

(6) 削除		
(7) 宿泊施設	旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定するホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の用に供される施設	用途面積が500平方メートル以上のもの
(8) 娯楽施設	ア 興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定する興行場 イ マージャン屋、ぱちんこ屋、ゲームセンター、カラオケボックスその他これらに類する遊技施設	用途面積が500平方メートル以上のもの
(9) 集会施設	集会場、公会堂その他これらに類する集会施設	すべてのもの
(10) 展示施設	展示場	用途面積が1,000平方メートル以上のもの
(11) スポーツ及びレクリエーション施設	体育館、ボウリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、ダンスホールその他これらに類する施設	用途面積が1,000平方メートル以上のもの
(12) 環境衛生施設	ア 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場	用途面積が500平方メートル以上のもの
	イ 公衆便所	すべてのもの
	ウ 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第7項に規定する火葬場	
(13) 公益事業を営む店舗等	ア 次に掲げる公益事業を営む店舗 (ア) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第1号に規定する一般電気事業 (イ) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業 (ウ) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第1項に規定する一般ガス事業	用途面積が300平方メートル以上のもの
	イ 社会福祉協議会、商工会議所、森林組合その他の公共的団体の事務所	
(14) 金融機関等の店舗	次に掲げる金融機関等の店舗 ア 銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する銀行 イ 長期信用銀行法(昭和27年法律第187号)第2条に規定する長期信用銀行 ウ 日本銀行法(平成9年法律第89号)による日本銀行 エ 信用金庫法(昭和26年法律第238号)による信用金庫 オ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)による農業協同組合 カ 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第2条に規定する水産業協同組合 キ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第2号に掲げる信用協同組合 ク 労働金庫法(昭和28年法律第227号)による労働金庫	用途面積が300平方メートル以上のもの

	<p>ケ 農林中央金庫法(平成13年法律第93号)による農林中央金庫</p> <p>コ 株式会社商工組合中央金庫法(平成19年法律第74号)による株式会社商工組合中央金庫</p> <p>サ 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)による株式会社日本政策金融公庫</p> <p>シ 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第9項に規定する金融商品取引業者</p> <p>ス 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第2項に規定する貸金業者</p>	
(15) 物品販売業を営む店舗	卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	用途面積が500平方メートル以上のもの
(16) 飲食店等	飲食店、喫茶店、キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの	用途面積が500平方メートル以上のもの
(17) サービス業を営む店舗等	ア 郵便局株式会社法(平成17年法律第100号)第2条第2項に規定する郵便局	すべてのもの
	イ 郵便窓口業務の委託等に関する法律(昭和24年法律第213号)第8条第1項に規定する再委託業務を行う施設 ウ 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、旅行代理店その他これらに類するサービス業を営む店舗	用途面積が500平方メートル以上のもの
(18) 自動車車庫	自動車の停留又は駐車のための施設(駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置のみを用いるもの(以下「機械式駐車場」という。)を除く。)	用途面積が500平方メートル以上のもの
(19) 自動車教習所等	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	用途面積が500平方メートル以上のもの
(20) 複合施設	(1)から(3)まで、(5)及び(7)から(19)までの項に掲げる施設のうち異なる項に属するものが2以上存する建築物の当該施設の用途に供する部分	用途面積が1,000平方メートル以上のもの
(21) 共同住宅等	1棟当たりの戸数が51戸以上の共同住宅又は1棟当たりの室数が51室以上の寄宿舎若しくは下宿	すべてのもの
(22) 地下街等	ア 消防法(昭和23年法律第186号)第8条の2第1項に規定する地下街	すべてのもの
	イ 消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1(16の3)項に掲げる建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの	
(23) 事務所	事務所の用に供するもの	用途面積が2,000平方メートル以上のもの
(24) 工場	工場の用に供するもの	用途面積が2,000平方メートル以上のもの

2 公共交通機関の施設

公共的施設	特定公共的施設
法第2条第5号に規定する旅客施設(以下単に「旅客施設」という。)	すべてのもの

3 道路

公共的施設	特定公共的施設
道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路(自動車のみの一般交通の用に供する道路を除く。)	すべてのもの

4 公園等

公共的施設	特定公共的施設
(1) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園 (2) 児童福祉法第40条に規定する児童遊園 (3) 港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地 (4) 博物館法第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条に規定する博物館に相当する施設に該当する動物園又は植物園 (5) (1)から(4)までに掲げる公共的施設以外の公園、緑地、動物園、植物園、遊園地その他これらに類する施設で敷地面積が2,500平方メートル以上のもの	すべてのもの

5 建築物以外の路外駐車場

公共的施設	特定公共的施設
駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場(機械式駐車場を除く。)	自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上のもの